

## 群馬大学医学部保健学科カリキュラム検討委員会規程

令和 5.11.28 制定

改正 令和 7. 4.22

### (設 置)

第1条 群馬大学医学部保健学科のカリキュラムの在り方を検討するため、群馬大学医学部保健学科カリキュラム検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保健学科のカリキュラムの策定、点検及び改善に関すること。
- (2) その他保健学科のカリキュラムに関する必要事項

### (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 保健学科長が指名し、保健学科会議の承認を得た者 1人
- (2) 保健学科の各専攻から選出された教員
- (3) その他委員長が必要と認めた者 若干人

### (任 期)

第4条 前条第2号から第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

### (専攻部会)

第8条 委員会は、必要に応じてカリキュラム検討専攻部会（以下「専攻部会」という）を置き、第2条に掲げる審議事項の一部を審議させることができる。

2 委員会は、前項により専攻部会で審議された事項について、専攻部会での議決をもって委員会の議決とすることができる。

### (ワーキンググループ)

第9条 委員会に、具体的な事項を検討させるため、ワーキンググループを置くことができる。

### (会議の報告)

第10条 委員長は、会議の審議結果を保健学科会議に報告するものとする。

### (事 務)

第 11 条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、保健学科会議の議を経て、保健学科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年11月28日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に指名される第 3 条第 2 号から第 3 号の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月31日までとする。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月22日から施行する。